

平成26年4月1日から産前産後休業期間中の社会保険料の免除が始まります

- ※ 産前産後休業を開始した日の属する月から、休業が終了する日の翌日が属する月の前月まで、本人負担分、会社負担分とも保険料が免除されます
- ※ 平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方（子の出生が平成26年3月5日以降の方）が対象です

妊娠から育児休業終了までの主な手続き等

妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員	所定労働時間内に、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求	① 妊娠23週まで：4週に1回 ② 妊娠24週から35週まで：2週に1回 ③ 妊娠36週から出産まで：1週に1回 ただし、医師等がこれと異なる指示をしたときは、その指示により必要な時間
	保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨の申出があった場合	① 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合： ・妊娠中の通勤の緩和措置1時間以内の時差出勤 ② 休憩時間について指導された場合は、妊娠中の休憩措置： ・休憩回数の増加、休憩時間の延長 ③ 妊娠中、出産後の諸症状の発生又はそのおそれがあると指導された場合は、妊娠中、出産後の諸症状に対応する措置： ・勤務時間の短縮、休業等
産前産後休業・育児休業		
産前休業開始	出産予定日以前98日 (多胎妊娠の場合)	「産前産後休業取得者申出書」を、年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金(以後「年金事務所等」という)に、産前休業開始後に、提出します
	出産予定日以前42日 (多胎妊娠でない場合)	
出産予定日前に出産	産前休業日が少なくなる	「産前産後休業取得者変更(終了)届」を年金事務所等に提出します ※ 出産予定日に出産した時は、提出不要です
出産予定日後に出産	産前休業日が多くなる	
産後休業終了	出産日後56日	次の時は、「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を年金事務所等に提出します ① 産前産後休業終了後に報酬が下がった時で、 ② 産前産後休業終了後の3か月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、標準報酬月額が下がった時 ※ 引き続いて育児休業を取得しない場合は提出しません ※ 平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方（子の出生が平成26年2月4日以降の方）が対象となります
産後1年を経過しない女性従業員(育児休業を取得しない時)	所定労働時間内に、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求	医師等の指示により必要な時間
育児休業の開始	① 「育児休業等取得者申出書(新規)」を年金事務所等に提出します 満3歳未満の子を養育するための育児休業期間について、育児休業を開始した日の属する月から、休業が終了する日の翌日が属する月の前月まで、本人負担分、会社負担分とも保険料が免除されます この申出は、次に掲げる育児休業等を取得する度に手続きをします また、この申出は、現に、申出に係る休業をしている間に行わないです ・1歳に満たない子を養育 ・1歳から1歳6か月までの子を養育、「育児休業等取得者申出書(延長)」の提出 ・1歳または1歳6ヶ月から3歳に達するまでの子を養育、「育児休業等取得者申出書(延長)」の提出 ② 「育児休業給付受給資格確認表・(初回)育児休業給付金支給申請書」「休業開始時賃金月額証明書(育児)」を、ハローワークに提出します、以後2か月ごとに育児休業給付金の申請をします	
育児休業開始から1年経過前に	育児休業給付金の申請期間を1年から1年6か月に延長するときは、市区町村の証明書(不承諾通知(保留通知)と入所申込書(入所申込日及び入所希望日の確認のため)の写し)、その他安定所より提出を求められた書類を添付して、ハローワークに申請します	
育児休業終了	次の時は「育児休業終了時報酬月額変更届」を年金事務所等に提出します ① 育児休業終了後に報酬が下がった時で、 ② 育児休業終了後の3か月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、標準報酬月額が下った時	
3歳に達するまで	標準報酬月額が下がった時は、「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を年金事務所、年金基金へ提出することにより、将来受給できる年金額の計算は、休業前の標準報酬月額で計算されます	